

# 委 託 設 計 書

設 計 書 作 成	設 計 者	審 査	係 長	課 長
令和7年1月				

業 務 名	下水汚泥(脱水ケーキ)収集運搬及び再資源化業務委託(その1)			
施行場所	甲府市大津町1645番地(甲府市浄化センター)	履 行 期 間	自	令和7年4月1日
設計金額	1 t 当り		至	令和8年3月31日

委託理由	本業務は、浄化センターから発生する			
	下水汚泥(脱水ケーキ)をガス化等として		収集運搬及び中間処分	
	再資源化を図るため、その収集運搬及び		予定数量	330 t
	中間処分業務について委託するものである。			

本 委 託 内 訳 書

記号	種 別	細 別	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	下水汚泥(脱水ケーキ)収集運搬及び再資源化業務委託(その1)						
I	業 務 原 価						
	直接業務費						
		収集運搬及び 中間処分費	330	t			
	小計 (直接業務費)						
	計 (業務原価)						
	合計 (業務価格)						
II	消費税等相当額		1	式			(10%)
	計 (消費税等相当額)						
	本委託費計						

## 下水汚泥（脱水ケーキ）収集運搬及び再資源化業務委託（その1）仕様書

### 1 仕様書の適用範囲

この仕様書は、甲府市浄化センターから発生する下水汚泥（脱水ケーキ）を、有効利用を図るための収集運搬及び中間処理に関する業務の要事項を定めたものである。

### 2 施行場所

甲府市大津町1645番地（甲府市浄化センター）

### 3 履行期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

### 4 業務の概要

#### (1) 業務内容

##### 1) 収集運搬

甲府市浄化センターより発生した下水汚泥（脱水ケーキ）を収集し、受託者の中間処理施設まで運搬する。

また、基本搬出量は10t/回とする。

※運搬ルートは、災害等を想定し2ルート考案し、提出すること。

##### 2) 中間処理

運搬した下水汚泥（脱水ケーキ）は、受託者の中間処理施設にて処理するものとする。また、再資源化は燃料ガスやスラグ、メタルとして回収し、有効利用するものとする。

尚、年間を通して、甲府市浄化センターNo.2 汚泥焼却施設が故障等により停止が発生した場合、短期間大量（停止期間中、60t/日）の受け入れに対応できる保管施設を有すること。

#### (2) 業務上必要な許可

- ・産業廃棄物収集運搬業許可：委託場所から中間処理施設（汚泥）
- ・産業廃棄物処分業許可：中間処分業（汚泥）

※収集運搬と処分を別々の者が行う場合は、其々の契約書（金額を記載）

を提出すること。

5 予定数量及び受渡方法等

(1) 産業廃棄物の予定数量 330 t

※搬出量の数量は過去の実績より算出しているため、増減するものとする。

1) 定期 280 t

甲府市浄化センターNo.2 汚泥焼却施設の定期点検時(40日間程度)に搬出するものとする。尚、定期点検時期は6月中旬～7月下旬を予定している。

※No.2 汚泥焼却施設の定期点検時期は施設の運転状況により変更となる場合がある。別途、委託者が作成する収集運搬及び処理業務実施計画に基づき、委託者と受注者にて協議し決定するものとする。

ア) 搬出回数 1～2回/日

イ) 搬出曜日 日・月・火・水・木・金・土

ウ) 搬出時間 20時・24時(予定)

※上記曜日及び時間は大凡の目安であり、廃棄物の発生量により変動するものとする。

2) 不定期 50 t

甲府市浄化センターNo.2 汚泥焼却施設の故障等による施設停止の際に搬出するものとし、数量については、停止する期間によって増減するものとする。

また、搬出回数及び日時については、その都度、委託者と協議の上決定するものとする。

(2) 受渡方法 ホッパー受け渡し

1) 計量 中間処理施設による2回計量とする。

※計量証明検査合格の写真を添付すること

6 委託代金の支払い

(1) 原則、毎月の収集運搬数量及び中間処理数量に応じて、受託者の請求により支払いを行う。

(2) 収集運搬した日と中間処理施設に搬入した日が月を跨ぐ場合は、それぞれ

の月で数量を計上すること。

- (3) 請求書等の提出は原則、翌月の10日までとする。但し、10日が土曜日、日曜日、祝祭日及び振替休日の場合は、直前の平日までに提出すること。

## 7 業務の履行

### (1) 許可証等

受託者は、業務の着手に先立ち業務を遂行するために必要な所轄官庁の許可証を提示するとともに、その写しを提出すること。許可内容に変更が生じた場合も同様とする。

### (2) 収集運搬

- 1) 積み込みに当たっては周囲に飛散しないような対策を行い、作業環境を常に清潔に保つこと。
- 2) 運搬中は落下及び飛散防止に努め、周囲に不快感を与えないようにすること。万一道路等に汚染・損傷を与えた場合には直ちに清掃・復旧を行うこと。
- 3) 原則として発生場所から中間処理施設まで積替えを行わないこと。但し、やむを得ない場合にはあらかじめ委託者の承諾を受けるものとする。

### (3) 中間処理施設

- 1) 受託者は廃棄物の管理を十分に行い、周囲に不快を与えないように万全の措置をとること。
- 2) 中間処理施設の変更は原則認めない。

## 8 業務の記録及び報告

- (1) 収集運搬及び中間処理数量を業務日誌等に記録すること。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、速やかに提出すること。
- (2) 毎週、収集運搬数量（中間処理施設受入時の計量数量）を報告すること。
- (3) 毎月、月間業務報告書を提出すること。
- (4) 業務実施に際しては万全の安全対策を講じること。万一、事故等発生の際は、速やかに対処し緊急措置を施すとともに委託者に報告すること。
- (5) 業務の実施に伴い、別表（提出書類一覧表）の書類を提出すること。

## 9 関係法令の遵守

業務の実施にあたって、廃棄物の処分及び清掃に関する法律、道路交通法その他、関係法令を遵守すること。

## 10 第三者に及ぼす損害

業務の履行に伴い、第三者に損害を及ぼさないように注意すること。万一、受託者の責に帰すべき理由により生じた損害は受託者が補償すること。

## 11 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

## 提出書類一覧表

	書類名	部数	備考
1	現場代理人等選任届	1	経歴書添付
2	現場作業員名簿	1	
3	処理計画書（施行計画書）	1	
4	産業廃棄物収集運搬業許可証	1	写し
5	産業廃棄物処分業許可証	1	写し（処理能力が確認できること）
6	計量証明検査合格の写真	1	
7	運搬車両届	1	写し
8	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	必要数	印字済みのものを業務開始前に準備すること
9	委託業務報告書	1	月報
10	委託業務完了届	1	甲府市上下水道局様式
11	請求書	1	甲府市上下水道局様式
12	業務写真	1	年度の初回搬出時のみ

※但し、監督員の指示があった場合は別途提出する書類もある。